

# 企画競争説明書

業務名称：カンボジア国物流システム改善プロジェクトフェーズ2

調達管理番号：20a00286

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年7月22日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年7月22日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：カンボジア国物流システム改善プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月 ～ 2023年7月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の14.1%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後12ヶ月以降)：契約金額の14.1%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後24ヶ月以降)：契約金額の11.8%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第1課 村上幸枝 Murakami.Yukie@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

### 【事業実施担当部】

社会基盤部 都市・地域開発グループ第2チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま  
す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年8月3日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年8月7日までに当機構ウェブサイト上にて行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年8月21日 12時
- (2) 提出方法：  
プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。  
上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。  
(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
  - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
  - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費(航空賃)
    - b) 旅費(その他：戦争特約保険料)
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他（以下に記載の経費）
  - 近隣国への調査・視察研修費用
  - 業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制）に要するローカル体制
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
  - セメスター／年次レポートの発行、M&E ガイドラインの発行に係るクメール語への翻訳・製本費用（英語・クメール語） 1, 000千円
  - DRIMS（スマートフォンを用いた道路の路面性状把握システム）の計測システム利用・解析サービス料（1ヶ月ライセンス）200千円
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) KHR1=0.02659 円
  - b) US\$ 1 =107.407 円
  - c) EUR 1 =120.814 円

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／物流行政
- b) 物流評価分析
- c) 越境物流オペレーション

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 33.5 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交

渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left( \text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) \div \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月4日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 その他留意事項

### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### （4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用し

ません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：物流に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。日本人専門家チームが渡航できない状況下で遠隔で業務を開始、また遠隔体制を継続しながら業務を進める必要がある場合を想定し、日本人専門家チームと現地リソースを含めた実施体制（遠隔で従事しうる実施体制、遠隔を補完する現地側のサポート体制を含む）についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外かつ別見積もりとします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／物流行政
- 物流評価分析
- 越境物流オペレーション

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／物流行政）】

- a) 類似業務経験の分野：物流行政に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：カンボジア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 物流評価分析】

- a) 類似業務経験の分野：物流評価分析に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：カンボジア国及び全途上国
- c) 語学能力：語学評価せず

【業務従事者：担当分野 越境物流オペレーション】

- a) 類似業務経験の分野：越境物流に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：カンボジア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／物流行政</u>	(21)	(8)
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>物流評価分析</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>越境物流オペレーション</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：8月27日（木） 10：30～12：30  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施場所：インターネット環境を用いた遠隔実施

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Skype 等による実施と致します。  
詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) Skype 等の会議案内を調達・派遣業務部から応募各社のプロポーザル提出担当者へ送信します。出席者氏名を返信すると共に、出席者へ会議案内を転送してください。
- (3) 出席者による資料発表はセキュリティポリシーの都合上、出来かねます。資料を使用する場合は前日12時までに選定手続き窓口までお送りください。

注) 当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

### 第3 特記仕様書案項

#### 1. 業務の背景

##### (1) 当該国における物流セクターの現状と課題

カンボジア国は、メコン地域を結ぶ南部経済回廊の中央に位置し、近隣国との水平分業や国際貿易の中継基地としてのポテンシャルを有する。近年は、安価な労働力と立地特性を活かした縫製業等の労働集約型産業への民間投資が拡大しており、順調な経済成長を遂げている。またグローバル・サプライチェーンが拡大する中で、賃金の上昇しつつあるタイから周辺国に生産拠点の一部を移転する「タイプラスワン」の動きも活発化している。一方、このカンボジア国内及び近隣国との間の物流コストの高さがボトルネックとなっており、同国が目指す産業の多角化や高度化、経済成長を後押しする上で、信頼性の高い物流網・サービスの実現は重要な鍵を握る。

カンボジア政府は隣国との連結性を一層向上すべく南部経済回廊やシハヌークビル港等の運輸インフラの拡張整備を進めている。これに対しJICAは、運輸インフラ分野では「シハヌークビル港コンテナターミナル経営・技術向上プロジェクト」（円借款附帯プロジェクト）、「シハヌークビル港多目的ターミナル整備事業」（円借款）、「シハヌークビル新コンテナターミナル整備事業」（円借款）、「国道5号線改修事業」（円借款）「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」（技術協力プロジェクト）、関税政策分野では「貿易円滑化のための税関近代化」（個別専門家）等を実施し、積極的な協力を実施してきた。一方で、物流事業・サービスの品質・価格は依然として国際水準に劣るため、物流政策・制度の整備、人材育成、物流における国境障壁の軽減を含む総合的な物流システムの強化が課題とされている。

こうした現状に対しカンボジア政府は、2015年3月に新たな成長戦略として産業開発政策（Industrial Development Policy 2015-2025：IDP）を策定した。IDPでは2025年までに、現在の経済成長を支える労働集約型産業から、よりスキル・技術労働者中心の産業形態への転換を実現させることを目標としており、その中で、2018年末までに実施する4つの優先課題の一つとして物流マスタープランの策定及び実施が挙げられている。また公共事業運輸省（MPWT）は、2016年10月に物流総局（GDL）を新設するとともに、関係省庁から成るNational Logistics Council（NLC）及びNational Logistics Steering Committee（NLSC）の設置を通じて組織横断的に物流システム改善に取り組む体制を構築した。

こうした背景の下、JICAが実施した「物流システム改善に係る情報収集・確認調査」（2017～2018年）の結果に基づき、GDLは物流マスタープラン（物流M/P）案を作成した。さらに、カンボジア政府は日本国政府に対してM/Pの実現を通じた物流システム改善に関する技術協力を要請した。JICAは2017年10月に詳細計画策定調査団を派遣し、2017年11月に本技術協力（以下、本事業）に係る合意文書（R/D）を締結した。

本事業では、5年間の技術協力プロジェクトをフェーズ1とフェーズ2に分割し、当面2年間の計画に基づいて事業を開始し、協力開始後に後半の活動内容

の詳細を確定した上で、フェーズ2として活動を開始することとしていた。フェーズ1は2018年5月～2020年2月に実施し、物流MPの最終化や一部の優先プロジェクトの実施、M&E体制の構築が行われた他、国境改善等、近隣国のコミットメントが必要な活動項目について、プロジェクトの働きかけも貢献してタイ・ベトナム側とのハイレベルでの協議が進み、専門家チームも含めて本事業で支援を行っていきける環境が整った。フェーズ2では新たに近隣国も含めた物流改善に取り組むべく、2020年2月にJICAは再度調査団を派遣してMPWTと協議を行い、フェーズ2では新たに物流における地域的な連携強化に向けた国境改善の取組みに注力すると共に、越境物流ネットワーク開発に関するデータ分析や近隣国の物流政策の調査、物流政策策定支援、物流に関する評価・モニタリングに取り組んでいくことについて合意した。またフェーズ1の取組みの結果を踏まえ、先方実施体制の改善を行うこととした。これら新たに合意したフェーズ2の成果・活動のスコープ及び実施体制について、詳細に規定するためのR/D改訂について原則合意を行う協議議事録（M/M）に2020年2月に署名を行った。同M/Mに基づき、R/Dの改訂を行うためのM/Mへの署名を行う予定である。

## 2. プロジェクトの概要

フェーズ2においては成果4が追加されたのみで、それ以外の当初枠組みからの変更はない。

(1) プロジェクト名：物流システム改善プロジェクト

(2) 上位目標

カンボジアの物流システムが安価で安定性と信頼性を備えるものに改善され、同国の産業構造の転換及び高度化に資する。

(3) プロジェクト目標

GDL及び物流関係機関の能力強化を通じ、物流M/Pの実施が促進される。

(4) 期待される成果

期待される成果は、下記の四点である。

- ① 成果1：物流M/Pが策定されるとともに組織横断的な実施枠組みが整備される
- ② 成果2：物流M/Pの優先事業の実施及び実施に必要な組織間調整が行われる。
- ③ 成果3：物流M/Pの実施に係る評価・モニタリング（M&E）の体制構築と実施がなされる。
- ④ 成果4：物流における地域的な連携が強化される。【フェーズ2において追加】

(5) 活動

カンボジア政府と合意した本技術協力の全体期間は5年間であり、これをフェ

ーズ1（2018年5月～2020年2月）とフェーズ2（2020年10月～2023年7月）に分割し、活動を実施している。活動の全体像とフェーズ1での達成状況及びフェーズ2での取り組み予定について下記に示した上で、フェーズ2の取り組みの詳細は「6. 業務の内容」に詳述する。

- ① 成果1（物流M/Pが策定されるとともに組織横断的な実施枠組みが整備される）に係る活動は下記のとおり。

活動	フェーズ1での達成状況	フェーズ2での取り組み予定
1.1 M/Pの最終化支援	M/PはNLSCメンバーからのコメントを経て最終化され、「運輸連結性・物流システムに係るインテリム運輸M/P」として2020年1月NLCで承認。	フェーズ1で完了、フェーズ2での活動は想定しない。
1.2 関係機関へのM/Pに係る活動の周知	物流M/P周知のためのパンフレットを作成・配布すると共に、M/P普及セミナー及び進捗周知のためのワークショップを実施。	フェーズ1で完了、フェーズ2での活動は想定しない。
1.3 NLC、NLSCの事務局機能強化	カンボジア政府によるNLC・NLSC各一回の開催に際し、側面支援を実施。	先方よりプロジェクトスコープ外とする要望があり、フェーズ2での活動は想定しない。
1.4 官民連携体制の構築・実施に係る支援	プロジェクト開始後に実施機関の体制を考慮し、本プロジェクトにおける活動は現況把握にとどめた。	フェーズ2での活動は想定しない。

- ② 成果2（物流M/Pの優先事業の実施及び実施に必要な組織間調整が行われる。）に係る活動は下記のとおり。

活動	フェーズ1での達成状況	フェーズ2での取り組み予定
2.1 全ての優先プロジェクトに対する実施促進及び調整	M/Pで提案された75の優先プロジェクトの進捗ヒアリングを実施し、短期に実施すべき42案件中21案件が進捗中であることを確認。	フェーズ1で完了、フェーズ2での活動は想定しない。
2.2 一部の優先プロジェクトに対する実施促進及び調整	フェーズ1において6つの優先プロジェクトを実施することを決定。	－

2.2.1 トレーニングニーズアセスメント	物流関係政府機関・民間企業の物流に関する能力強化のニーズ調査を行い、能力強化計画を提案。	フェーズ1で完了、フェーズ2での活動は想定しない。
2.2.2 Regional Warehouse のコンセプト作成	Regional Warehouse戦略のコンセプトとして、①南部経済回廊の活性化、②様々な特性を持つ物流ハブの開発案を他国のケーススタディと共にレポートにて提案済。	フェーズ1で完了、フェーズ2での活動は想定しない。
2.2.3 物流政策の策定支援	①グリーン物流、②コールドチェーン、③ラストワンマイル物流の3分野の政策ドラフトを作成し、ステークホルダーからのコメントを反映。	フェーズ1で作成したドラフトを元に、政策化するプロセスにを支援。
2.2.4 物流法・規制の整備支援	①物流複合施設（ロジスティクス・コンプレックス）、②倉庫業、③物流事業者の登録・免許制度、④危険物輸送の4領域の法・規制のドラフトを作成し、ステークホルダーからのコメントを反映。	フェーズ1で完了、フェーズ2での活動は想定しない。
2.2.5 トラック近代化	新旧トラックの費用分析を行い、トラック買い替え促進策を提案。報告書として取り纏めると共に、ステークホルダーからのコメントを収集、反映済。	2.2.3の枠組みで政策化支援を実施。

③ 成果3（物流 M/P の実施に係る評価・モニタリング（M&E）の体制構築と実施がなされる。）に係る活動は下記のとおり。

活動	フェーズ1での達成状況	フェーズ2での取り組み予定
3.1 物流関連データ収集	物流のマクロデータ・セクターデータ・企業データの収集によりデータベースの構築、マスタープランの進捗モニタリングを実施。この過程でデータの収集・クリーニング・管理に関するOJTを実施。	フェーズ1の活動を踏まえ、活動を発展させる。
3.2 物流データの評価分析及びM&E	2019年11月に物流に関する最初のプログレスレポートを発	フェーズ1の活動を踏まえ、活動を発展

レポートの作成	表し、年次報告書についても作成支援を実施。M&Eレポート作成中に物流マスタープランのKPIを策定。この過程でデータの評価・分析方法、レポート作成に関するOJTを実施。	させる。
3.3 M&Eレポートのステークホルダーへの周知・普及	ワークショップを実施し、M&Eレポートを発表。	フェーズ1の活動を踏まえ、活動を発展させる。
3.4越境物流ネットワークの開発に関するデータ分析	チーフアドバイザーを中心として物流政策・インフラ整備施策の評価・シミュレーションを研究者と連携して実施、カウンターパートへの成果共有をフェーズ2開始後に実施予定。	南部経済回廊の走行実験によるパフォーマンス評価等新たな取り組みを実施する。

④ 成果4（物流における地域的な連携が強化される。）に係る活動は下記のとおり。

活動	フェーズ1での達成状況	フェーズ2での取り組み予定
4.1 国境エリア改善		
4.1.1 カンボジア・ベトナム国境改善の促進	対ベトナム国境の一つBavet国境について、渋滞状況のベースライン調査及びベトナムーラオス国境の視察等を通じた渋滞軽減策の提言を実施。（フェーズ1では成果2の一環で実施）	フェーズ1での調査結果を参考にしつつ、改善に資する具体的な短期施策の実施・中長期計画の策定を支援。
4.1.2 カンボジア・タイ国境改善の促進	（フェーズ2における新規追加項目）	対タイ国境のPoipet国境の改善及び付近に新設されるStung Bot貨物国境の開通準備に係る活動を想定。
4.2 近隣国における市場調査	第三国研修として、タイを対象に物流に関する政府機関・民間企業の取組み、物流施設・国境施設の視察を実施。また	ASEAN諸国のうち2ヶ国を対象とした現地調査を実施。

	ベトナム・タイ・マレーシアの3ヶ国を対象として物流市場の動向や関連する政策・制度の状況に関する現地訪問を伴う調査を実施。（フェーズ1では成果2・3の一環で実施）	
--	--	--

(6) 対象地域

カンボジア国全域

(7) 実施機関

フェーズ1ではMPWTのうちGDLのみを対象としていたが、フェーズ2では以下の通り実施部局を拡大する。

公共事業運輸省（MPWT）

- ① 陸運総局（GDLT）
- ② 物流総局（GDL）
- ③ 技術総局道路局（RID/ GDT）
- ④ 公共事業総局（GDPW）
- ⑤ 計画・政策総局（GDPP）

※2020年5月に同国政府内で成立した国境改善に向けた省庁横断的な調整メカニズムである国境改善のためのワーキンググループ（Cross Border Working Group（CBWG））についても必要に応じて連携・支援を行う。

(8) プロジェクト期間

2018年5月～2023年7月（5年間）

- ・ フェーズ1 2018年5月～2020年2月（終了済み）
- ・ フェーズ2 2020年10月～2023年7月

本業務の対象期間はフェーズ2と同様の期間とする。

(9) 日本側の実施体制

- ① 長期専門家（チーフアドバイザー）：2018年5月～（派遣中）
- ② 専門家チーム（本契約による）

3. 業務の目的

本プロジェクトに関し、R/Dに基づいて業務を実施する。フェーズ1の活動及び成果を踏まえ、本契約によるフェーズ2の業務の実施を通じ、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成することを目指す。

4. 業務の範囲

本業務は、JICAが2017年11月にMPWTと締結したR/Dに基づいて実施される「物流システム改善プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行う

ものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) プロジェクト実施体制

想定する実施体制は下記の図1の通り。

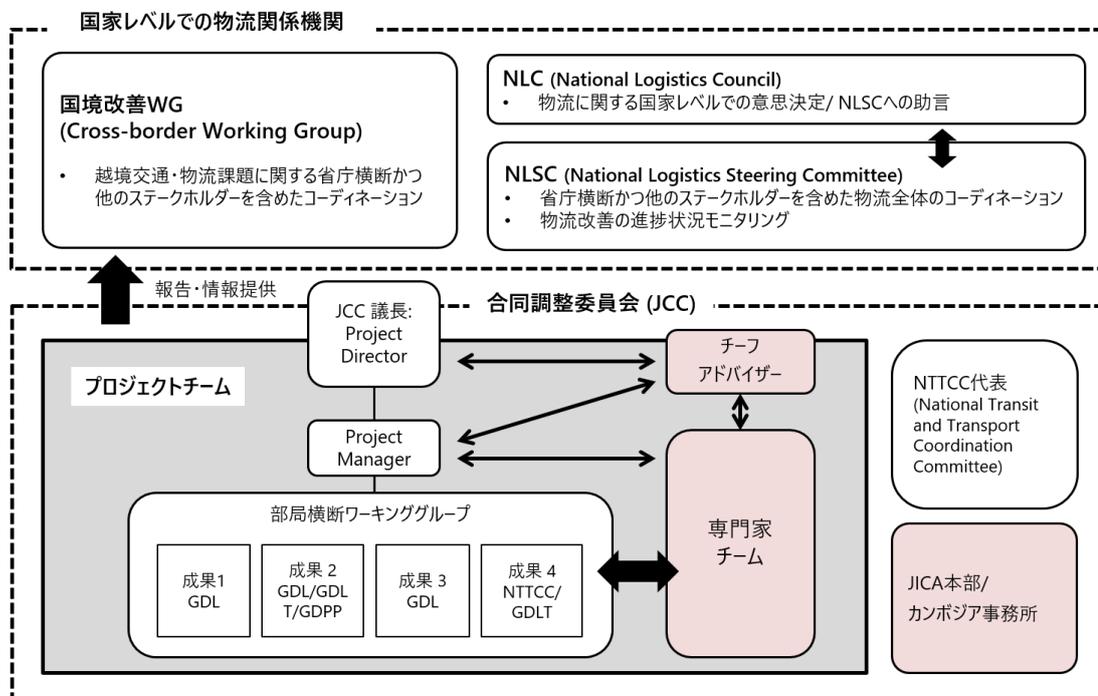


図1. フェーズ2の実施体制

- ① 長期専門家: 本プロジェクトでは、本契約によるコンサルタント専門家に加えて長期専門家（チーフアドバイザー）が2018年5月より派遣されている。カンボジア側のプロジェクトディレクター（PD）及びプロジェクトマネージャー（PM）との調整を行い、プロジェクトチーム全体の取り纏めを担う。業務の実施に当たっては、同専門家と十分な情報共有と協働体制の構築を行うものとする。
- ② 専門家チーム: 本契約によるコンサルタントチームを指す。
- ③ プロジェクトディレクター: プロジェクトマネージャー（及び必要に応じてチーフアドバイザー）から報告を受けてプロジェクトを監督し、プロジェクトに関する最終的な意思決定を担う。JCCの議長を担う。
- ④ プロジェクトマネージャー: プロジェクト実施に係る部局横断的なワーキンググループを組織すると共に、チーフアドバイザー及び専門家チームとコミュニケーションを取り、プロジェクトの日常的なマネジメントを行う。
- ⑤ National Logistics Council (NLC): 物流に関して省庁横断的な意思決定を行う会合であり、副首相を議長とし、関連省庁の大臣級を出席者とする。
- ⑥ National Logistics Steering Committee (NLSC): 物流 M/P 実施に関する

るステアリングコミッティであり、関連省庁と民間セクターを出席者とする。

- ⑦ Cross-border Working Group (CBWG) : 2020年5月に設立された、国境改善(対象はBavet、Poipet、Stung Bot等のベトナム、タイとの国境)の改善に向けた省庁横断的な調整メカニズム(会議体)。ChairをMPWTのスン大臣、Vice-PresidentをMPWTのチャンコサル長官及びソダニー長官が務める。Bavet・Poipet両国境における渋滞の軽減及びStung Bot国境の暫定オープンに向けて、JICA及び他の開発パートナーと連携する旨が記載されており、プロジェクトチームを通じてCBWGにインプットを行うことが期待されている。
- ⑧ National Transit and Transport Coordination Committee (NTTCC) : 大メコン圏越境交通協定(GMS/CBTA)において、越境交通に係る国際的な協議の窓口として定められている委員会であり、MPWT内に設置され、チャンコサル長官が議長を、GDLが事務局を務める。
- ⑨ 物流総局(GDL) : MPWTにおいて物流に関する計画策定、組織間調整、事業実施、評価・モニタリングを行う組織として2016年10月に新設された部局であり、NLC及びNLSCの事務局を務める。物流政策の中心的な部局として、フェーズ1では物流総局のみを実施機関としていた。フェーズ2でも他に専門の実施部局が定められていない物流特有課題を扱う。「コールドチェーン」はGDLが所掌する可能性がある。また、本プロジェクトと直接の関係はないが、物流MPで提案したプノンペンとシハヌークビルそれぞれにおけるロジスティクス・コンプレックスを新規整備する調査を実施している。
- ⑩ 陸運総局(GDLT) : 道路輸送、自動車の登録・流通、トラック事業等に関わる。本事業には、活動2.2.3(物流政策の策定支援)の「トラック近代化政策」「グリーン物流」のリード部局として、また活動4.1(国境改善)の関係部局として関与。
- ⑪ 技術総局道路局(RID/GDT) : 道路の整備や維持管理を担当し、本事業には活動4.1(国境改善)の関係部局として関与。
- ⑫ 公共事業総局(GDPW) : 国境施設を含む運輸インフラにおける施設構造物(建物)の整備や維持管理を担当し、本事業には活動4.1(国境改善)の関係部局として関与。
- ⑬ 政策・計画総局(GDPP) : MPWT省内の政策の取り纏めを行い他省庁と調整の窓口となる部局であり、本事業では活動2.2.3(物流政策の策定支援)の「グリーン物流」の関係部局として関与。
- ⑭ 「1(1)当該国における物流セクターの現状と課題」に記載のとおり、カンボジア物流行政体制は整えられつつあるものの、過去に物流人材が養成されてきてこなかったため、現在もまだ物流ないしロジスティクスの基礎的な知識から学ぶ必要のある職員が大半を占めている。これまでの運輸インフラ整備を中心とした行政から、物流・ロジスティクスへの関心の引き上げや定着を意識しながら本業務を行う。
- ⑮ ASEANや大メコン地域の枠組みで、国際物流は重要なアジェンダの一つと

して取り上げられており、毎年定期的に取り組結果を国際会議に報告する機会がある。本業務にはカンボジアをこうした国際コミュニティの一員として後押しする役割があり、発表材料の提供などで積極的に貢献していく。

(2) 物流 M/P の実施に係る各実施部局・関係機関の位置付け

- 本事業は、MPWT 内の複数の部局を実施部局とし、物流 M/P の実施促進を通じたカンボジア国の物流システムの改善に取り組むものであるが、実施部局により位置付けが異なることに留意する。GDL は物流行政の企画・調整、評価、モニタリングを担い、その他の部局はそれぞれの所掌に関する物流システム改善に資する政策調整、法制度の策定、インフラ整備等を担うことで物流 M/P の実施に貢献する。
- 個々のプロジェクト活動に対して担当部局を一つに絞れないため、MPWT 側ではプロジェクトマネージャーの管理のもと、関連部局が参加するそれぞれの小規模なワーキンググループが形成される。メンバー選定は都度行われ、専門家チームはそれらメンバーとともに活動を展開する。
- GDL が物流行政に関する企画・計画を行い、主体となってタスクチームを結成して実行主体やステークホルダーとなる部局との調整を担い、事業を推進していくことが理想であるが、同国では部局間の連携のハードルが高くこの体制の実現には時間を要する見込みである。各活動の実施に当たり、当面はチーフアドバイザーや専門家チームが直接関係部局と協働するが、プロジェクト終了後には上記に近い体制を構築できるよう図ることを目指す。

(3) 国境改善に関わるステークホルダー、関係者との調整

- ① フェーズ 2 で追加された成果 4 に関連する活動はカンボジア一か国のみで取り組むことができる内容ではない。加えて、カンボジア国内でも様々な省庁、自治体等、アクターが複数に亘る。本プロジェクトの活動としては、物流行政の観点から技術的なインプットを行うことを想定しているが、税関、出入国管理、検疫等、関連する政府機関や派遣される関連 JICA 専門家との連携を密に行う必要がある。
- ② ベトナム、タイとの連携・交渉は一元的にはカンボジア政府が行うものであるが、専門家チームはこれら調整に必要な情報収集、論点の整理等の側面支援を公共事業省に対して行うことが期待されている。

(4) カンボジアにおける物流改善に関連した他事業との連携

- ① カンボジア国では、本事業以外にも物流改善に資する複数の事業が JICA による支援として実施されている。2020 年現在進行中の事業として、具体的には以下が挙げられる。
  - 運輸・物流政策：
    - (ア) 「運輸政策アドバイザー」（有償資金協力専門家）（2006～2022 年）

- 運輸インフラ：
    - (ア) 「同フェーズ2」(円借款附帯プロジェクト)(2018年～2021年)
    - (イ) 「シハヌークビル新コンテナターミナル整備事業」(円借款)(2017年～2024年)
    - (ウ) 「港湾運営アドバイザー」(有償資金協力専門家)(2016～2021年)
    - (エ) 「国道5号線改修事業(バタンバンーシソポン間)(第一期)(第二期)」(円借款)」(2013～2020年)
    - (オ) 「国道5号線改修事業(プレッククダムースレアマアム間)(第一期)(第二期)(第三期)」(円借款)」(2014～2022年)
    - (カ) 「国道5号線改修事業(スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間)(第一期)(第二期)」(円借款)」(2015～2023年)
  - 関税政策：
    - (ア) 「貿易円滑化のための税関近代化」(個別専門家)(2019～2021年)
- ② これらの事業はいずれも物流 M/P の優先プロジェクトに位置付けられるものであることから、適宜他の事業の進捗を把握・共有しつつ、活動を行う。
- ③ 上記の事業はいずれも対カンボジア国協力方針における「物流円滑化促進プログラム」に位置付けられ、定期的な情報共有や連携を行いつつ、シナジーの発揮を目指している。また「運輸政策アドバイザー」は MPWT の交通・物流分野の政策的助言を行う個別専門家として派遣されている。こうした背景から、必要に応じてこれら JICA プロジェクト関係者への情報提供、協議を行うことが期待される。

#### (5) 技術移転の方法

- ① 日常的な業務の実施に当たっては、長期専門家を含む日本側専門家チーム内のみで業務を実施するのではなく、カンボジア側カウンターパートと密接に協働してプロジェクト活動を進めていくことを基本とする。また、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。
- ② 各活動について、必要な関係者を交えたワークショップ等を開催するなどして、合意形成プロセスを確保することとする。
- ③ フェーズ1のカウンターパートであった GDL は設立間もなく、知識・経験ともに初歩の段階にあったことから、技術移転においては基礎的な点から押さえていくことを旨とした。各種ペーパー作成においては、コンサルタントによる高度な専門性を発揮される内容が期待されたものと、カウンターパートの持続性やオーナーシップが特に要求されるものの2種類に分けて、それぞれの活動へのアプローチを変えた。前者は例えば、各種政策ペーパー作成において、コンサルタント主導でリサーチやドラフト作成を行い、その内容をレクチャーするというアプローチを取った。後者の例と

してモニタリング・評価にかかる活動では、カウンターパート自身による M&E レポートをアップデートできることを狙い、収集データを簡易・限定的、文章はテンプレート的なものとするを基本とした。フェーズ 2 ではカウンターパート部局・メンバーは異なるものの、各種アウトプットの質の確保とカウンターパートのキャパシティとのトレードオフを考慮しながらアプローチを決めていく必要がある。

#### (6) 専門家チーム・プロジェクト活動の実施方針

- ① 2020 年初頭から世界中に流行している新型コロナの影響を受け、日本国外への渡航の制限、日本国の水際対策による日本への入国制限等、これまでのように現地に渡航して日本人専門家がプロジェクト活動を実施していくことは厳しい状況が続くことが見込まれる。現時点では現地渡航を伴う業務を想定しているが、プロジェクト開始時期の状況によっては本邦からの遠隔による業務開始の可能性もある。
- ② これを受け、本業務であるフェーズ 2 においては、出来る限り、カンボジア国内のリソースを活用し、カンボジア国内の人材（ローカルコンサルタント、現地カウンターパート）との協働体制を強化し、日本人専門家チームの渡航が難しい場合でもプロジェクト活動が継続できるような専門家チーム体制を検討する必要がある。
- ③ 本業務における日本人専門家チームと現地リソースを含めた実施体制（遠隔で従事しうる実施体制、遠隔を補完する現地側のサポート体制を含む）、日本人専門家チームと現地リソースの役割分担についてプロポーザルにおいて提案し、如何に事業継続、効率的かつ効果的な事業実施が可能となるか提案すること。ただし、ローカル体制についての提案はプロポーザルにて評価するものの、別見積もりとする。

#### (7) モニタリングについて

- ① プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた JICA 指定フォームによる Monitoring sheet を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。コンサルタントは、6 か月に一度を目途にカウンターパート機関と共同で Monitoring Sheet を作成することに協力する。詳細については配布資料を参照のこと。
- ② 上記のとおり、本業務従事者がプロジェクトのモニタリング及び業務実施報告に参加することになるため、事業評価の観点に基づくモニタリングと評価五項目の観点を盛り込んだ業務報告が求められる。このため、Project Cycle Management (PCM) の知識があり、かつ事業評価の経験のある団員を含めることが推奨される。
- ③ 上記の定期モニタリングに加え、フェーズ 1 の成果のレビュー及びプロ

プロジェクト全体の目標・成果の指標等の見直しを主な目的とし、フェーズ2の現地渡航開始3か月後を目途に評価分析団員の派遣を含む中間レビューを実施する。

(8) 報告書・提出物の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月改訂版）を参照することとする。

## 6. 業務の内容

### 全体に係る活動

(1) ワークプランおよび Monitoring Sheet の作成・協議

下記の既存関連資料・情報等を整理した上で、詳細な内容及びスケジュールを検討し、ワークプランおよび Monitoring Sheet Ver. 1に取りまとめる。また、内容をカンボジア側に説明・協議し、基本的了解を得る。Monitoring Sheet については、Ver. 1作成から6か月おきに先方実施機関と協働して作成し、在外事務所に提出すること。

- ① 「物流システム改善に係る情報収集・確認調査 最終報告書」（2018年）
- ② 「物流システム改善プロジェクト（フェーズ1）業務実施報告書」（2020年）
- ③ 「国道1号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート 国境付近」（2019年）
- ④ 「カンボジア国境コネクティビティ基礎情報収集調査 ファイナルレポート」（2020年）（JICA タイ事務所による基礎調査）

(2) 合同調整委員会（JCC）の開催

プロジェクト実施中には、以下を目的として、計3回のJCCを開催する。（初回は2020年11～12月頃にフェーズ2の活動計画の議論を含めたキックオフを想定）

- ① プロジェクトの年間活動計画の承認
  - ② プロジェクトの全体的な進捗のレビュー
  - ③ プロジェクトの監督と評価・承認
  - ④ プロジェクト実施中に発生した主要課題についての意見交換
- なおフェーズ1の期間中は、カンボジア側が NLC における物流 M/P の承認を JCC 開催の前提条件としていたため開催されなかった。代替案として GDL 総局長が議長を務め、GDL 職員、日本側のチーフアドバイザー・専門家チームの出席による Monthly Meeting が定期的に行われた。2020年1月に物流 M/P が NLC において承認されたと共に、2020年2月の JICA と先方関係部局との協議において JCC の目的及び開催頻度を確認し、構成についても見直したことを受け、フェーズ2では JCC の適切な開催を図るものとする。

## 成果1に係る活動

フェーズ1で活動は終了し、フェーズ2における活動は想定していない。

## 成果2に係る活動

フェーズ2で対象とする活動は2.2.3のみを想定。

### 2.2.3 物流政策の策定支援

- 本業務では「グリーン物流」「コールドチェーン」「トラック近代化」「Regional Warehouse のコンセプト」の四分野の政策・戦略を支援の対象とする。各政策に関するフェーズ1での活動実績とフェーズ2での対応課題は下記のとおり。
  - ① グリーン物流：物流分野の気候変動対策に向けた政策に関し、現状把握を中心とした政策根拠となる調査の取り纏め及び具体的な政策・規制、アクションプランの策定を行った。気候変動対策に関する省内の関連部局である GDLT・GDPP、関係各省（環境省、エネルギー省、航空局等）と個別に審議し、コメントを反映した。
  - ② コールドチェーン：コールドチェーンに関する現状把握・課題分析から成る調査の取り纏め、これを踏まえた3つの戦略及び14のプロジェクト／プログラムから成る政策案を策定し、ステークホルダーからのコメント収集・反映を行った。  
フェーズ2では日—ASEAN間でのコールドチェーン普及促進の取り組みも踏まえ、カンボジアで実施可能なアクションやロードマップを検討することが必要とされている。
  - ③ トラック近代化：カンボジア国内で中古トラックの利用率が高く、物流効率改善のボトルネックの一つになっているほか、経済・社会・環境面での様々な課題を生じさせていることから、年式の新しいトラックへの買い替え促進策が検討されている。フェーズ1では、経済・環境・社会的な観点からの新旧トラックのコスト・便益の比較を行い、調査結果として取り纏めると共に、トラック買い替え促進に向けた具体的な政策案の策定及び政策案に対するステークホルダーからのコメント収集・反映を行った。
  - ④ Regional Warehouse のコンセプト：カンボジアがメコン地域の物流ハブ（=Regional Warehouse）としての役割を果たすための、南部経済回廊の円滑化及び物流ハブの開発に関して、他国のケーススタディを元に詳細な分析・提言を行った。Monthly Meeting 及び M/P 実施状況に係るワークショップにてコメントを収集し、これを反映した。
- これらのフェーズ1で策定した政策（案）を政策として実行するためには、クメール語訳した正式な政策文書として整えた後、MPWT 省内の承認を得た後、NLC や NLSC 等の省庁間協議に付議することが必要である。なお、これらはカンボジア側が主体的に取り組むことを想定しているが、専門家チームが必要に応じて説明資料作成やプレゼンテーションなどをサポートすることが想定される。
- 上記を踏まえ、フェーズ2では、以下の活動を実施する。
  - ① フェーズ1にて GDL を CP として策定した各政策について、GDL 以外の管

轄部局（コールドチェーン・Regional Warehouse は GDL、トラック近代化は GDLT、グリーン物流は GDLT 及び GDPP）に、同政策の背景・位置づけを説明し、理解を促し、必要に応じて政策ドラフトの見直しを行う。

- ② これらの政策文書について、正式化に向け MPWT 省内の承認を得るため、各部局から MPWT の上級幹部から成るリーダーズマネジメントミーティングに付議・説明するための支援（説明資料の作成や関連するデータ収集・分析等）を行う。各政策案に関する政策化支援の具体的な進め方については、適宜チーフアドバイザーと協議の上で決定する。
- ③ コールドチェーンに関しては、上記に加えて日—ASEAN 間でのコールドチェーン普及促進の取り組みも踏まえ、カンボジアで実施可能なアクションやロードマップを作成する。

### 成果3に係る活動

#### 3.1 物流関連データの収集

- フェーズ 1 では、カンボジアにおける物流システムの改善状況を評価するためのデータ項目を検討した上で、以下の活動を実施した。
  - ① 物流のマクロデータ・セクターデータ（道路・鉄道・港湾・航空）に関する既存データの収集によるデータベースの構築及び継続的なデータ収集に向けた支援
  - ② 物流関連の民間企業を対象とするアンケート調査によるデータ収集、
  - ③ 物流 M/P の優先プロジェクトの進捗モニタリングを実施。また、①②関連ではデータの収集、集計・クリーニング、編集・保管に関する OJT を実施し、③関連では進捗把握のための情報収集やレポート作成に関する OJT をそれぞれ実施した。
- フェーズ 2 において、想定する専門家チームの業務は以下の通り。
  - ① フェーズ 1 で構築した物流に関するデータベースについて、更なる拡張・質の向上について支援を行う。官民の要望を踏まえ、国内輸送及び越境輸送のそれぞれについて、輸送にかかる費用及び所要時間のデータ等、物流効率化・改善に関するモニタリングインディケータに関連する情報収集も新たに行う。例えば、バンコク～プノンペン、ホーチミン～プノンペンといった主要区間における陸・海ルートのコスト・時間にかかる情報は官民の関心が高く、これをベンチマークとし年次アップデートしていく。なお、近隣国との調整については必要に応じて各国 JICA 事務所から側面支援を行う。
  - ② 物流に関するデータベースについて、活動 3.3 での物流 M/P 及び物流に関する M&E レポートと合わせてウェブサイトで公開するため、コンテンツや構成の検討を行い、仕様書（案）を作成する。
  - ③ データ管理・データクリーニングに関する OJT を実施する。マクロ・セクターデータの収集に関して担当者を明確化し、継続的にデータの取得・確認及び更新を行える体制構築を図る。

#### 3.2 物流データの評価分析及びM&Eレポートの作成

- フェーズ 1 では、物流に関するプログレスレポートの発行及び年次報告書の作成支援を行うと共に、物流 M/P の実施状況に関する KPI を設定した。プログレスレポート(物流MPに示される各プロジェクトの進捗を公表するもので、年次報告書の間段階という意味ではない)は 2019 年 11 月に発行され、近年のマクロ経済環境の変化、各セクターの発展状況、CAMFFA (カンボジアフォワードアソシエーション、2020 年 4 月に Cambodia Logistics Association; LA に改編)) 企業サーベイの結果、近年実施された物流プロジェクトの進捗状況が記載された。年次報告書についてもドラフトを作成したものの、プロジェクト期間中には発行に至っていない。またレポート作成の過程でデータの評価・分析方法、レポート作成に関する OJT を実施した。
- フェーズ 2 において、想定する専門家チームの業務は以下の通り。
  - ① 物流に関するセメスター／年次レポートの作成・発行に関して、支援を行う。このプロセスについては、プロジェクト終了後も継続できるよう、M&E 局の職員が自律的にレポート作成を行えるよう技術移転を図ると共に、作成から発行までのスケジュールの標準化やレポート発行に関する体制構築を図る。
  - ② 全国レベルの物流データの分析ツール・テンプレートの作成を行う。
  - ③ 物流に関する M&E ガイドラインの作成・最終化について支援を行う。
 なお、以下のセメスター／年次レポートの発行、M&E ガイドラインの発行に係るクメール語への翻訳・製本費用(英語・クメール語)については、本契約に含めることとするが、見積もり額は定額とする。
  - ・セメスターレポート(2021・2022年度) 英語・クメール語各100部(計200部) 【翻訳・製本】
  - ・年次レポート(2020・2021・2022年度) 英語・クメール語各250部(計500部) 【翻訳・製本】
  - ・M&Eガイドライン 英語・クメール語各30部(計60部) 【翻訳・簡易製本】

### 3.3 M&E レポートのステークホルダーへの周知・普及

- フェーズ 1 では、官民の関連機関を対象とするワークショップを実施し、M&E のプログレスレポートを発表した。当初はウェブサイトを通じたレポートの公開・周知を目標としていたが、M/P 承認がフェーズ 1 の実施期間中に見込まれなかったため、同ワークショップでの発表を通じて関係者への周知を図るよう取り組んだ。
- フェーズ 2 において、具体的に想定する専門家チームの業務は以下の通り。
  - ① 物流に関する情報公開・周知のためのウェブサイトの構成検討、コンテンツ作成を支援し、ウェブサイト構築に係る仕様書(案)を作成する。同ウェブサイトの構成は業務内で提案することとするが、物流 M/P、物流に関する M&E レポート、物流に関するデータベースは含めることとする。本ウェブサイトは、MPWT 公式サイト (<https://www.mpwt.gov.kh/en/home>) の一部に含めることとする。
  - ② NLC (年 1 回開催予定) 及び NLSC (年 2 回開催予定) に提出する物流に関

するレポートについて、セメスター／年次レポートを活用しつつ、作成支援を行う。

### 3.4 越境物流ネットワークの開発に関するデータ分析

- フェーズ 1 では、コンサルタント契約とは別途契約を行い、研究機関との連携の下で各種物流インフラ整備及び物流サービスの改善施策の評価及びシミュレーションを行った。プロジェクトチームからはチーフアドバイザーが関与し、分析に当たってはプロジェクト側のニーズの反映を図った。フェーズ 2 開始後に、研究者が直接レクチャーを実施し、この成果をカウンターパートにも共有し、政策評価・シミュレーションの考え方を踏まえたハード・ソフトを含む各種物流施策の実施促進についてキャパシティディベロップメントを図る。
- フェーズ 2 期間、本業務においては、以下の業務を実施する。
  - ① 物流政策の評価・シミュレーションに関して、MPWT 職員のキャパシティディベロップメントの観点から理解促進等の側面支援を行うと共に、チーフアドバイザーと協働し、追加的な政策評価・シミュレーション実施ニーズの検討を行う。
  - ② 南部経済回廊における運輸回廊パフォーマンス測定の実施  
近隣のタイ・ベトナムと合同で南部経済回廊におけるトラックの実走調査を通じた陸運インフラの評価の実施を、チーフアドバイザーが中心となり計画している。この調査の企画・実施・集計及び結果分析について、チーフアドバイザーと連携しサポートを行う。なお近隣国との調整については、必要に応じて各国JICA事務所から側面支援を行う。同調査の想定する概要は下記の通り。
    - 目的：南部経済回廊のインフラとしてのパフォーマンスやコネクティビティの評価を行い、さらなる改善策の特定につなげると同時に、三ヶ国合同で調査を実施するプロセスを通じて対象国の連携強化を促進する役割を狙うものである。
    - 対象国：カンボジア、タイ、ベトナム（インフラ整備状況が大きく異なるミャンマーは将来対象国とする）
    - 方法：カンボジア、タイ、ベトナム 3 か国の運輸省合同で、南部経済回廊路線上の実走調査を行う。（毎年一度定例的な実施を目指す）
      - ・ 輸送路は南部経済回廊に指定される幹線道路（レムチャバン～アランヤ／ポイペト（のち Stung Bot に切替）～プノンペン～バベット／モクバイ～ホーチミン）
      - ・ 調査実施に当たっては日系物流企業による協力を募る。
      - ・ 輸送時間だけでなく、区間速度（GPS データによる）、コスト（協力企業による試算）、道路舗装クオリティ（スマートフォンを用いた道路の路面性状把握システム DRIMS を利用）、安全性（交通事故データベース）などを含めて、総合的なパフォーマンス分析を行う。
  - ③ ②の運輸回廊パフォーマンス測定に使用する、路面性状調査システム

(DRIMS を用いた計測・解析) の再委託を行う。再委託の詳細は第 4 業務実施上の条件 7. 本邦再委託に記載の通り。

#### 成果4に係る活動

成果 4 はフェーズ 2 で追加された活動であるが、フェーズ 1 での取り組み並びにプロジェクト以外のカンボジア並びに周辺国の取組を踏まえた上で、以下の業務を行うこととする。

##### 4.1 国境エリア改善

- フェーズ 2 においては CBWG の活動スコープである対ベトナム国境の Bavet 国境、対タイ国境の Poipet 国境及び Stung Bot 新貨物国境を対象に、ソフト・ハードの両面から物流円滑化を行うための支援を実施する。各国境における活動の全体像は 4.1.1 及び 4.1.2 にてそれぞれ示す通りだが、既往の関連 JICA レポートをレビューの上、国境改善に向けて検討すべき課題についてはプロポーザルで提案すること。
- 国境エリア改善を進める上ではベトナム側、タイ側の関係機関、国境地域の地方政府、GDCE (関税総局) 及び管轄する MEF (経済財政省)、Immigration Office (入国管理局) 等とのハイレベルを含む調整や合意形成が不可欠である。先行きが不確定な活動で、時に難航することもありうる。調整の状況に応じてチーフアドバイザーとも協議の上、できるだけ弾力的かつ柔軟な活動内容が求められる。

##### 4.1.1 カンボジア-ベトナム国境改善

- フェーズ 1 では、対ベトナム国境の一つ Bavet (カンボジア国側) -Moc Bai (ベトナム国側) 国境について、渋滞状況のベースライン調査及びベトナム-ラオス国境の視察等を通じた渋滞軽減策の提言を行った。
- フェーズ 2 では、フェーズ 1 の調査結果を踏まえつつ、Bavet 国境エリアにおける物流円滑化に向けた支援を行う。想定する活動は下記の通り。
  - ① Bavet 国境改善については、関係者が今後の開発の全体像を共有されておらず、調整されないまま個別に開発プロジェクトが企画、実施されるような状況にある。そこで将来のプノンペン~ホーチミン間高速道路接続や国境シングルストップ化までの道のりを描くロードマップや総合的なアクションプランが素案段階にある。これらを体裁よく仕上げ、MPWT の関係部局や CBWG に説明する。(国境改善に向けては MPWT 以外の機関が主体的に取り組むべき内容も多く含まれ、CBWG を通じて各関係機関に働きかけることが望ましい) また、COVID-19 感染対策により越境障壁が上がっており、JICA ではアンケート調査を通じて現状把握に努めているところ。この情報は業務開始段階で共有する。
  - ② 各アクションの実行段階での関係機関・関係部局との調整業務のサポート

を職員の OJT の形でサポートする。

- ③ 短期施策として国境エリア内道路の優先通行レーン設置をパイロット実施することが MPWT で内諾されている。道路標識の設置・処理カウンターの暫定的な増設・交通整理員の配備等による実証実験の計画、関係機関との調整や事前周知、実施結果に関するデータ収集・報告を支援する。
- ④ Bavet 国境の渋滞軽減に資するインフラ改善施策（国境内の道路拡幅や一時駐車場の整備等）について、実施に向けた検討及び計画、関係機関との調整を支援する。

#### 4.1.2 カンボジア-タイ国境改善

- 本事業のフェーズ 1 では、チーフアドバイザーによる助言を通じて、対タイ国境改善に向けた MPWT 省内ハイレベルでの検討及びタイ国側との対話の促進が行われ、フェーズ 2 より Poipet（カンボジア国側）-Aranyaprathet（タイ国側）国境の改善及び付近に新設準備中の貨物専用国境である Stung Bot（カンボジア国側）-Nong Ian（タイ国側）国境の供用開始に向けた支援について、専門家チームも含めた本格的な活動を実施することとなった。
- フェーズ 2 では、Poipet 国境及び Stung Bot 新国境における物流円滑化に向けた以下の活動を行う。
  - ① Poipet 国境改善では、タイ側と調和した開門時間の再設定を求める。また、COVID-19 対策により越境障壁が上がっており、円滑化に向けたアクションプランを策定し、MPWT の関係部局に提案し、CBWG へのインプットを図る。COVID-19 感染拡大下において JICA ではアンケート調査を実施し、現状把握に努めているところ。この情報は業務開始段階で共有する。
  - ② 民間セクターの Poipet 国境における開門時間延長の要望の声が強く、JICA は調査を経て 6:00-22:00 への延長を提案する。（現状、公式な開門時間は 6:00-22:00 とされているものの、実態の運用上は 8:00-18:00、うち 11:30-13:30 が昼休みとなっている）実施に結び付いた際は、オペレーションの状況をモニタリングし、必要なフォローアップを行う。（参考情報：タイ-マレーシア間で 24 時間化された国境では、セキュリティや政府職員配置などで問題の声が挙げられている。）
  - ③ Stung Bot 新貨物国境の暫定供用開始に向けたオペレーション計画の策定に関し、関係部局の支援を行う。当初の建設計画をベースとし、先行して一部暫定供用を可能とするためのプラン作成を行う。Poipet 及び Stung Bot 国境の渋滞軽減に資するインフラ改善施策について、実施に向けた検討及び計画、関係機関との調整を支援する。

#### 4.2 近隣国における市場調査

- フェーズ 1 では、第三国研修（MPWT 内では研修ではなく、Study Visit と呼

称。フェーズ2でもこの呼称を踏襲する。)として、タイを対象に物流に関する政府機関・民間企業の取組み、物流施設・国境施設の視察を実施した。またベトナム・タイ・マレーシアの3ヶ国を対象として物流市場の動向や関連する政策・制度の状況に関する現地調査を実施した。

- フェーズ2では、以下の要領で物流市場の特長、物流行政及び物流企画調整実務に関する調査・視察研修を実施する。以下の目的、対象者を踏まえた訪問すべき国・機関についてはプロポーザルで仮設定し、提案することとする。  
(見積もりは別見積もりとする。)なお実際の対象国は提案をもとに、業務開始後にチーフアドバイザー、カンボジア側との協議を行い、最終決定することとする。それゆえ、提案段階では詳細なものでなくてよく、対象国を訪問する狙いが明らかにされていればよい。

① 目的

MPWTでは物流部門(GDL)と関連施策実施部門との間で役割の重なりがあり、時に混乱が生じている。ここでは、物流行政が担うべき企画・調整・評価機能について、他国事例の調査・視察を通じて理解を深める。対象者をMPWTの幹部・意思決定層(長官、次官、総局長)と実務レベル(課長・一般職員レベル)でターゲットとなる訪問視察の内容を適度に切り分ける。それぞれのテーマを以下の通りに設定する。

- ・ 幹部・意思決定層 : 物流行政と実施部門との役割・関係、並びに行政実務(企画・調整・評価)について理解を深める

- ② ・実務レベル: 物流リテラシー(物流インフラの計画・活用、法制度実務、官民の関係など)を高める。訪問先  
物流に関連する政府機関、民間企業・団体、物流施設、国境施設等

③ 期間

現地視察の期間はそれぞれ1週間程度(移動を含む)とする。それぞれのグループ合同のミッションとして一部別立てとする内容、訪問日程自体を別立てとする内容、いずれも可とする。

④ 対象国

ASEAN地域内で2ヶ国、そのうち少なくとも1ヶ国はメコン地域内(タイ・ベトナム・ラオス・ミャンマー)とし、上記の目的に資する対象国を理由と共に提案すること。

7. 報告書等

(1) 進捗報告にかかる報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	和文3部(簡易製本) 電子データ(様式指定なし)
市場調査計画書		
物流統計データセット	業務終了時	電子データ

Monitoring Sheet Ver. 1	案件着手時（1か月以内）	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 2	Ver. 1提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 3	Ver. 2提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 4	Ver. 3提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 5	Ver. 4提出の6カ月後	英文3部
Monitoring Sheet Ver. 6	Ver. 5提出の6カ月後	英文3部
事業完了報告書	業務終了時	和文5部 英文10部（JICA 3部、先方政府7部） CD-R 5枚

- 注1. 「業務計画書」は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2. 「Monitoring Sheet “Ver. 1”」は、現地での業務を開始する前にドラフトを作成しJICAと共有する。現地業務開始後にカウンターパート機関との協議や現地の状況の把握等を経て必要に応じて加筆・修正し、最終的にカウンターパート機関の合意を得たものを提出することとする。
- 注3. 「Monitoring Sheet」について、カウンターパート機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICA提出時に添付する（和文、体裁等は問わない）。
- 注4. 事業完了報告書（C/R）については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書の印刷（簡易製本を含む）、電子化（CD-R）にあたっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020年1月）」を参照する。
- 注5. 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。必要に応じ、図や表を活用すること。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 注6. 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

## (2) 事業完了報告書

案件終了時点までの取組結果をまとめた事業の記録であり、今後の類似案件にいて活用される教訓を含む報告書である。詳細は下記の通り。

【記載事項】 モニタリングPM Form 4の通り

【提出時期】 業務終了時

（業務完了報告書（案）は案件終了3か月前にJICAに提出。在外事務所及び担当部からのコメントを反映すると共に、JCC等の合同レビューを実施し、その結果を踏まえて報告書（案）を修正・最終化）

【部 数】 電子データ（CD-R 5枚）及び製本版英文10部／和文5部

### (3) 業務実施報告書

業務完了報告書には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書である。詳細は下記の通り。

【記載事項】

#### ① 活動内容（調査）

- 調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

#### ② 活動内容（技術移転）

- 現地におけるワークショップ・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

#### ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

#### ④ 今後の案件実施スケジュール

#### ⑤ 提案した計画の具体化に向けての提案

#### ⑥ 添付資料

- 業務フローチャート
- 業務人月表
- 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- 会議議事録等
- 収集資料リスト
- その他調査活動実績

【提出時期】 業務終了時

【部 数】 和文3部（簡易製本）及び電子データ

### (4) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

#### ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

#### ② 活動に関する写真

#### ③ WBS (Work Breakdown Structure)

- ④ 業務フローチャート
- ⑤ 打合簿リスト（当月までの打合簿の提出・押印確認状況の一覧）

(5) 主要な報告書以外の提出物

① 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5日程度のうちに議事録を作成しJICAに提出する。

② 収集資料

プロジェクトを通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

③ デジタル画像集

プロジェクトを通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、プロジェクトの全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

- 写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。
- 広報用に一般公開する写真については肖像権に問題がないことが条件となるため、提出に際して、被写体となる人物全員からの撮影・掲載許可の取得状況についても明示すること。（イベントやセミナー等における全体写真のように、大人数を対象に撮影する際には、被写体となる人物に対して、撮影を開始する旨や撮影された写真の使用目的、使用方法及び公表の有無などについて告げるとともに、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促す。）
- 提出時期：業務完了報告書提出時
- 部数：CD-R 1枚（デジタル画像 100枚程度／jpeg ファイル形式）

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画（案）

本業務は、2020年10月の業務開始から2023年7月までの34ヶ月間を複数年度業務実施契約にて実施する。2020年11月を目途にMonitoring Sheet Ver. 1を提出する。その後、6か月おきにMonitoring Sheetを提出し、2023年6月までに業務完了報告書を提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量は全体で約48MM（現地46MM＋国内2MM）を目途とする。

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者／物流行政（2号）
- 2) 広域コネクティビティ／国際物流戦略
- 3) 物流評価分析（3号）
- 4) 越境物流オペレーション（3号）
- 5) 政策ファシリテーション／組織能力強化

なお、業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、現地のリソースの活用を含めてより適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

プロポーザル及び見積書は、COVID-19による渡航可否への影響がない前提で作成することとし、第2章 業務の目的・内容に関する事項 5. 実施方針及び留意事項（6）に記載の通り、COVID-19影響下において、業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補完する現地側サポート体制など）について制限ページ外での積極的な提案を求める。（別見積もりとする。）

### 3. 参考資料等

(1) 参考資料

下記資料がWEBにて閲覧可能。

- ・ 国家戦略開発計画（National Strategic Development Plan: 2014-2018）（カンボジア政府）  
<http://www.mop.gov.kh/Home/NSDP/NSDP20142018/tabid/216/Default.aspx>
- ・ 産業開発計画（Industrial Development Policy 2015 - 2025）  
<http://www.cambodiainvestment.gov.kh/cambodia-industrial-development-policy-2015-2025-3.html>

- ・ 「国道 1 号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート 国境付近」 (2019 年)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042765.html>
- ・ 「国道 1 号線及びベトナム国境付近における道路整備・関連施設整備等に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート和文要約 国境付近」 (2019 年)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042764.html>
- ・ 「物流システム改善に係る情報収集・確認調査 最終報告書(和文要約)」(2018 年)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040578.html>

## (2) 配布資料

- ・ 当初 R/D 及び R/D 改訂に係る M/M
- ・ モニタリングに関する様式・参考資料 (Monitoring Sheet 及び Project Completion Report)
- ・ 「物流システム改善に係る情報収集・確認調査 最終報告書 (英文)」 (2018 年)
- ・ 「物流システム改善プロジェクト(フェーズ 1)業務実施報告書及び別添資料」 (2020 年) (Regional Warehouse・Green Logistics・Cold Chain・Truck Modernization に関する調査レポート及びコンセプトペーパー・政策文書案、Bavet 国境に関する調査報告書、市場調査(タイ・マレーシア・ベトナム)報告書、第三国研修(タイ)報告書、M&E レポート、物流データ(Excel)を含む)
- ・ 「カンボジア国境コネクティビティ基礎調査 ファイナルレポート」(2020 年)

## 4. 相手国の便宜供与

### (1) カウンターパートの配置

(2) 事務所スペースの提供 (Wifi環境を含む。なお、遠隔で業務の一部を実施する場合にもカウンターパートチーム及びローカルコンサルタントの活動する執務スペースについてはWifiネットワークが整備されており、通信環境には問題ない。)

## 5. 機材の調達

本業務実施に係る機材調達は想定していない。

## 6. 現地再委託

再委託によって効率化できる業務があればプロポーザルにて提案すること。

## 7. 本邦再委託

DRIMS (スマートフォンによる路面性状調査システム) の技術に基づく計測システムの利用及び解析サービス (1ヶ月・ライセンス契約) を再委託として契約に含める。ただし、キャリブレーション不要のもの、使用車両は2軸のトラック (現地の物流業者

のトラック（貨物積載）への同乗を想定）とする。第1 企画競争の手続き 7. プロポーザル等の提出 3)に記載の通り、費用は定額計上すること。

※DRIMSについて

道路性状を簡易に測定可能な調査手法として、様々な国のJICAの道路維持管理プロジェクトで活用されている。MPWTの技術総局道路局（RID/GDT）にも、過去にカンボジア国「道路・橋梁の維持管理能力強化プロジェクト」（2015年3月～2018年3月）において導入されている。（ただし既に導入されているものは専用機材を用い、キャリブレーション作業の必要な旧型のため、スマートフォンアプリケーションのみで測定可能な最新型のライセンス契約が必要。）

参考：

<http://vims.sakura.ne.jp/>

<https://www.jip-ts.co.jp/news/2018/06/13-1.html>

## 8. その他の留意事項

### （1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### （2）安全管理

現地渡航前に外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAカンボジア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

### （3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上